

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する  
法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令は、平成28年総務省令第102号をもって、本日公布されました。

今回の改正は、不在者投票の投票用紙等の請求について、現行、直接又は郵便をもって請求することとされているところ、「投票環境の向上方策等に関する研究会」中間報告（平成27年3月）等を踏まえ、選挙人の投票機会の確保の観点から、マイナンバーカードの公的個人認証サービス等を利用したオンラインによる請求を、下記のとおり可能としたものです。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正規則を十分御理解されるとともに、その運用に遺漏のないよう、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 不在者投票の投票用紙等の請求に係るオンラインによる請求に関する事項

- 1 不在者投票のうち、選挙人本人（代理人による請求は不可）が行う「名簿登録地以外の市町村における不在者投票」等に係る投票用紙及び投票用封筒の請求手続きについて、「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表（第三条関係）」に追加し、オンライン請求を可能としたこと（市町村の電子申請システムの整備状況等に応じて任意に実施）。
- 2 ただし、都道府県の選挙で、「引き続き当該都道府県内の区域内に住所を有することを証するに足りる文書の提示」が必要な場合を除いたこと。

第2 施行期日に関する事項

改正規則は、告示の日から施行するものとされたこと。